

# 地域バイオマス利活用交付金実施要領

制定 平成19年3月30日付け18環第276号

最終改正 平成22年4月1日付け21生畜第2075号

平成22年4月1日付け21農振第2270号

〔 農林水産省生産局長  
農林水産省農村振興局長 〕

## 第1 趣旨

地域バイオマス利活用交付金は、地域バイオマス利活用交付金実施要綱（平成19年3月30日付け18環第275号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

## 第2 事業の具体的内容及び実施に当たっての留意事項

- 1 要綱第2の1（2）の事業メニューの具体的内容は、別添1のとおりとする。
- 2 事業の実施に当たっての留意事項は、別添2のとおりとする。
- 3 要綱及びこの要領における「バイオマスタウン構想」とは、バイオマスタウン構想基本方針（平成16年3月24日バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議決定）に従って作成されるバイオマスタウン構想書をいう。

## 第3 事業実施計画等の作成

要綱第4の1（1）から（7）までにより作成する事業実施計画は、別記様式1号によるものとする。

また、要綱第4の1（3）により作成する都道府県事業実施計画並びに要綱第4の1（2）、（4）、（5）、（7）及び（8）により作成する市町村事業実施計画は、別記様式2号によるものとする。

なお、要綱別表の事業メニュー欄の2（1）のイ、（2）のイ及び（3）のイの事業については、市町村（実施要綱第4の1（1）のただし書きにより実施する場合は都道府県）は別記様式2号別添1を併せて作成するものとする。

## 第4 計画の審査

- 1 都道府県知事は、要綱第4の1（1）及び（2）により事業実施計画の提出を受けた場合は、要綱の別表に定める目標、事業メニュー、事業実施主体等及び採択要件に合致していることを確認するものとする。

- 2 市町村長は、要綱第4の1(1)、(4)、(5)及び(6)により事業実施計画の提出を受けた場合は、要綱の別表に定める目標、事業メニュー、事業実施主体等及び採択要件に合致していることを確認するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第4の1(9)の審査に当たっては、要綱の別表に定める目標、事業メニュー、事業実施主体等及び採択要件に合致していることを確認するものとする。  
ただし、2に掲げる場合については、この限りでない。

## 第5 交付額の配分

- 1 国は、別表1に基づきポイント付けされたポイント数に従い、別添2に沿って交付金の配分を行うものとする。
- 2 地域提案型事業に対する配分額は、各都道府県の交付金総額(要綱第4の1(4)、(5)及び(7)により都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出された事業実施計画に対する交付金については、各市町村の交付金総額)のうち、要綱別表の事業メニュー欄の1及び2の事業それぞれの20%を上限として実施することができるものとする。  
また、地域提案型事業の充当率は、類似する事業メニューの充当率を準用するものとする。
- 3 都道府県知事(要綱第4の1(4)、(5)及び(7)により都道府県知事を経由せずに地方農政局長に事業実施計画を提出した場合は、市町村長。)は、都道府県ごとの交付限度額を増額する場合は、地方農政局長と協議するものとする。

## 第6 事業の評価等

### (1) 事業実施状況の報告

- ア 要綱第7の1(1)、(2)及び(4)の報告は、別記様式3号により事業実施年度の翌年度の5月末までに行うものとする。
- イ 要綱第7の1(3)及び(5)の報告は、別記様式3号により事業実施年度の翌年度の6月末までに行うものとする。
- ウ 要綱第7の1(6)の報告は、要綱別表の事業メニュー欄の1(2)の事業については、別記様式4号により事業完了後の3年間について、各年度の翌年度の6月末までに行うものとする。また要綱別表の事業メニュー欄の2の事業については、別記様式4号により運用開始年度以後の5年間について、各年度の翌年度の6月末までに行うものとする。

### (2) 事業の評価

- ア 要綱別表の事業メニュー欄の1の事業についての報告は、別記様式5号によるものとする。
- (ア) 要綱第7の2(1)のウの報告は、事業完了年度の翌年度の6月末までに行うものとする。
- (イ) 要綱第7の2(1)のエの報告は、事業完了年度の翌年度の7月末までに行うものとする。
- (ウ) 要綱第7の2(1)のオのなお書きの報告は、事業完了年度の翌年度の8月末までに行うものとする。
- イ 要綱別表の事業メニュー欄の2の事業についての報告は、別記様式5号によるものとする。
- (ア) 要綱第7の2(1)のア及びウの報告は、事業完了年度の翌々年度の6月末までに行うものとする。
- (イ) 要綱第7の2(1)のイ及びエの報告は、事業完了年度の翌々年度の7月末までに行うものとする。
- (ウ) 要綱第7の2(1)のオのなお書きの報告は、事業完了年度の翌々年度の8月末までに行うものとする。
- (3) 要綱第7の2(2)のイからエまでの指導等をもってしても、目標及び個別成果指標の達成に向けた改善が図られない計画に基づき事業を実施している事業実施主体については、都道府県知事(要綱第4の1(4)及び(5)により都道府県知事を経由せずに事業実施計画を提出した場合、並びに市町村自らが事業実施主体となって要綱別表の事業メニュー欄の1の事業のみを行う場合は国、市町村以外の者が事業実施主体となって要綱別表の事業メニュー欄の1の事業のみを行う場合は市町村長)は、改善が見込まれるまでの当分の間、当該事業実施主体における本交付金の交付を見合わせるものとする(経済的事情の著しい変化等事業実施主体の責に帰せない場合を除く)。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 地域バイオマス利活用交付金実施要領(平成19年3月30日付け18環第276号農林水産省大臣官房環境政策課長、農林水産省生産局長、農林水産省農

村振興局長通知) の定めるところにより、平成19年度に採択された事業であって、平成20年度以降も継続して実施する事業にあっては、従前の例により実施できるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 地域バイオマス利活用交付金実施要領(平成20年3月28日付け19環第303号農林水産省大臣官房環境政策課長、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長通知) の定めるところにより、平成20年度に採択された事業であって、平成21年度以降も継続して実施する事業にあっては、従前の例により実施できるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本交付金に関し、平成21年度に採択された事業であって平成22年度以降も継続して実施するものの取扱いについては、地域バイオマス利活用交付金実施要領の一部改正について(平成22年4月1日付け21生畜第2075号農林水産省生産局長、平成22年4月1日付け21農振第2270号農村振興局長通知) による改正後の本要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別添 1

### (第 2 の 1 関係)

#### 事業メニュー

##### 1 バイオマスの利活用の推進

要綱別表の事業メニュー欄の 1 の事業については、以下のとおりとする。

###### (1) バイオマスタウン構想の策定支援

バイオマス資源の総合的な利活用を推進するため、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性、地域条件にあったバイオマスタウン構想（別記様式 6 号）策定に必要な事業の実施。

ア 地域の意向・ニーズ調査

イ バイオマスタウン構想策定のためのワークショップの開催

ウ バイオマスタウン構想策定検討委員会の開催

エ システム経済性・環境評価

オ 産学官の技術開発等連携支援

カ その他バイオマスタウン構想策定に必要な事業

###### (2) プラットフォームづくり支援

ア バイオマスタウン構想実現のための総合的利活用システムの構築への支援

(ア) バイオマス利活用推進に向けた全般的構想支援

(イ) バイオマスの生産、収集、輸送に関する構想支援

(ウ) バイオマスの変換に関する構想支援

(エ) バイオマスの変換後の利用に関する構想支援

イ バイオ燃料の品質分析等への支援

(ア) バイオディーゼル燃料等の品質分析に関する支援

(イ) バイオ燃料の品質向上の取組等に関する支援

ウ 生産製造連携事業計画の作成等への支援

(ア) 農林漁業者等及びバイオ燃料製造業者等の連携の促進を図るための取組への支援

(イ) その他生産製造連携事業計画の作成等に必要な事業

エ バイオマスの利活用高度化検討への支援

(ア) バイオマス利活用の取組による「地球温暖化の防止」、「循環型社会の形成」、「戦略的産業の育成」、「農山漁村の活性化」等の効果について、事業効果算定手法の検討に関する支援

(イ) バイオマス変換物や変換に伴い発生する副産物を農地に還元する取組など、農村環境整備の一環として行う有機性資源循環利用の計画作成、

施設設計の検討等に関する支援

(ウ) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下、「農林漁業バイオ燃料法」という。）に基づく生産製造連携事業計画の作成とあわせて実施する上記

(ア) の取組に関する支援

ただし、施設整備については簡易な施設に限る。

### (3) 地域提案型事業

地域の関係者（住民、地元事業者、NGO、NPO、自治体等）による創意工夫を凝らした提案への支援

ただし、施設整備については簡易な施設に限る。

## 2 バイオマスの利活用に必要な施設整備

(1) 要綱別表の事業メニュー欄の2(1)、(2)の事業については、以下のとおりとする。

施設整備内容としては、バイオマスの利活用の推進のために行う新設、増設、改造又は改修に係る事業を対象とする。

### ア バイオマス変換施設

#### (ア) 地域モデルの実証

要綱別表の事業メニュー欄の2(1)の地域モデルの実証については、次のとおりとする。

メタン発酵、エタノール発酵、乳酸発酵、ガス化、炭化、飼料化、堆肥化、エステル化、マテリアル変換など、地域のバイオマスを資材、エネルギーその他有用な形態に変換する施設であって、個々の施設の規模、性能等が目標達成のための施設として適切なもの（これらの付帯施設を含む。）

#### (イ) 新技術等の実証

要綱別表の事業メニュー欄の2(2)の新技術の実証については、次のとおりとする。

a 乾式メタン発酵、炭化、食品廃棄物の飼料化、湿式メタン発酵とその消化液のたい肥化、その他の開発されているバイオマスの変換・製造技術であって、その技術を用いたバイオマスの利活用が普及段階にあるものや従来の技術を組み合わせた新たな変換・製造システム（これらの付帯施設を含む。）

b 食品産業等の事業者から排出される食品廃棄物等を効率的に収集・処理し、高度利用を図るため、多様なニーズに対応した先進的・モデル的な食品リサイクル施設（既存の施設の再整備に伴うものを

含む。また、これらの付帯施設を含む。)

#### イ バイオマス発生施設、バイオマス利用施設

事業実施計画に定める成果目標達成のために必要な農林漁業の振興に資する生産基盤、近代化施設であって、公債発行対象経費に該当するもの

##### (ア) 農業生産基盤

区画整理、土壌改良、交換分合、肥培かんがい施設などであって、受益面積が1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に満たない事業をいう。）以下のもの（これらの付帯設備を含む。）

##### (イ) 農業生産施設

農林水産物集出荷貯蔵施設、農林水産物直売・食材供給施設、農林水産物処理加工施設などであって、個々の施設の規模、性能等が、受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なもの（これらの付帯設備を含む。）

##### (ウ) 林業生産施設

特用林産物生産施設、木材利用促進施設などであって、個々の施設の規模、性能等が、受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なもの（これらの付帯設備を含む。）

##### (エ) 漁業生産施設

水揚荷さばき施設、水産物冷蔵・保管施設などであって、個々の施設の規模、性能等が、受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なもの（これらの付帯設備を含む。）

##### (オ) 農林漁業の振興に資する生産基盤、近代化施設であって、交付金事業として適切と認められるもの

#### ウ 附帯事業

ア及びイの施設と密接に関連する地域活動であって、円滑な事業の実施や確実な効果発現に必要な事業とし、その附帯事業の総額は事業実施計画の事業費総額の10%以内の金額とする。

#### エ 地域提案型事業

その他事業実施主体が必要と考える事業で、公債発行対象経費に該当するもの

施設整備事業と一体的に行う推進活動に要する経費も対象とする。

#### (2) 事業成果拡大

要綱別表の事業メニュー欄の2（3）の事業成果拡大については、バイオマスタウン構想に明記された取組を行う施設、又は農林水産省補助

事業で整備されたバイオマス変換施設の事業の成果を拡大させるために必要となる施設の増設、改造等に係るもの

### (3) 家畜排せつ物利活用施設の整備

要綱別表の事業メニュー欄の2(4)の家畜排せつ物利活用施設の整備については、次のとおりとする。

なお、共同利用施設の導入に当たっては、施設の規模、性能等について受益範囲、利用計画等に照らして適切な施設を導入するものとする。

#### ア 有機物処理、利用等施設

対象施設は、家畜排せつ物等の有機物を処理及び利用するために必要な次に掲げる(ア)及び(イ)の施設とする。

#### (ア) 有機物処理、利用施設

##### a たい肥化施設

たい肥化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて発酵処理等を行うことにより、たい肥を製造する施設及び装置とする。

##### b メタン発酵施設

メタン発酵施設は、家畜排せつ物等の有機物を嫌気性発酵により処理する施設及び装置とし、嫌気発酵処理物の二次的な処理に必要な場合については、他の有機物処理、利用等施設を一体的に整備できるものとする。

##### c 焼却施設

焼却施設は、家畜排せつ物等の有機物を焼却により処理・利用する鶏糞ボイラー等の施設及び装置とする。

##### d 炭化施設

炭化施設は、家畜排せつ物等の有機物を原料として用いて炭化物を製造する施設及び装置とする。

##### e 固形燃料化施設

固形燃料化施設は、家畜排せつ物等の有機物を固形燃料化する施設及び装置とする。

##### f 液肥化施設

液肥化施設は、スラリー等の液状の有機物を発酵処理等により液肥化する施設及び装置又はスラリー等の液状の有機物を貯留する施設及び装置とする。

##### g 浄化処理施設

浄化処理施設は、家畜の尿等の汚水进行处理し、浄化する施設及び装置とする。

#### (イ) 周辺施設

周辺施設は、有機物処理、利用施設における効率的な有機物の処理、有機物供給元から有機物処理、利用施設への効率的な有機物の供給、有機物処理、利用施設における生産物の安定的な流通利用等を図るために必要な次に掲げる a から h までの施設であって、有機物処理、利用施設と一体的に整備するものとする。

ただし、周辺施設の設置により、既存の有機物処理、利用施設の能力及び機能の向上が見込まれる場合にあっては既存の有機物処理、利用施設において整備できるものとし、a、c 及び d にあっては必要に応じて有機物処理、利用施設とは別の場所に整備できるものとする。

#### a 原料保管、調整施設

原料保管、調整施設は、水分調整等の原料保管や固液分離、予備乾燥等により、有機物処理、利用施設の処理原料となる有機物の水分調整等を行う施設及び装置とする。

有機物供給元から有機物処理、利用施設への効率的な有機物の供給を図るために必要な場合については、有機物供給元に設置することができるものとする。この場合において、その設置及び管理は、次に掲げる(a)から(d)までに基づき行うものとする。

- (a) 有機物処理、利用施設からの距離、有機物の移動量等を総合的に判断し、設置場所、設置数、施設規模等が有機物処理、利用施設の処理形態と均衡しているものでなければならないものとする。
- (b) 事業実施主体が所有するものでなければならないものとする。
- (c) 事業実施主体は、当該施設の貸付期間、利用料金、保守管理等及び施設機械管理上の規程を定め、この規程に基づき事業参加者に当該施設を貸与することができるものとする。
- (d) 事業実施主体は、当該施設の管理が事業目的に沿って適切に管理運営され、有機物処理、利用施設と一体的かつ有効に利用されるよう事業参加者を指導するものとする。

#### b 原料受入、前処理施設

原料受入、前処理施設は、生ゴミ等地域の有機性資源を受け入れ、有機物処理、利用施設において家畜排せつ物等と一体的に処理するため、分別、粉碎等を行う施設及び装置とする。

#### c 製品保管、調整施設

製品保管、調整施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の利用及び出荷までの一時的な保管、利用及び出荷形態に合わせた加工、梱包、成分調整等を行う施設及び装置とする。

当該施設は、有機物処理、利用施設とは別に施設利用面における利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理についてはaの(a)から(d)までに準じて行うものとする。

また、耕種農家等の製品の利用者自らが事業実施主体となり設置及び管理を行うことができるものとする。

d 有機性資源敷料化施設

有機性資源敷料化施設は、木材くず、廃材、剪定枝、モミガラ等を粉砕し、畜舎の敷料及び有機物処理、利用施設において水分調整材として利用するために必要な施設及び装置とする。

当該施設は、材料及び生産された敷料等を一時保管するために必要な施設を一体的に整備し、利便性等が高い場所に設置することができるものとする。この場合において、当該施設の設置及び管理についてはaの(a)から(d)までに準じて行うものとする。

e たい肥流通促進施設

たい肥流通促進施設は、有機物処理、利用施設において生産された製品の大型たい肥バッグ等による広域流通の促進を図るための施設、装置及び付属品とする。

なお、大型たい肥バッグの導入に当たっては、流通、保管等の段階において、導入された大型たい肥バッグの所在の確認が容易になされるよう、本事業で整備された旨の表示を行う等の工夫をするものとする。

f 脱臭施設

脱臭施設は、有機物処理、利用施設における有機物の処理の過程において発生する臭気を抑制するための施設及び装置であり、有機物処理、利用施設に設置するものとする。

g 低環境負荷型施設

低環境負荷型施設は、以下の(a)または(b)のいずれかとする。

(a) たい肥敷料利用施設

有機物処理、利用施設において生産されたたい肥を畜舎の敷料等として利用するために必要な施設及び装置とする。

(b) 浄化処理水リサイクル利用施設

浄化処理施設から排出される処理水を畜舎の洗浄水等として再利用するために必要な施設及び装置とする。

h エネルギー供給施設

エネルギー供給施設は、(ア)のbからeまでの施設において有

機物の処理 過程で発生するガス、熱若しくは燃料を活用して発電又は熱供給を行う施設及び装置とする。

(ウ) 既存施設の利用

既存の有機物処理、利用施設が(3)のアと一体的な管理及び利用がされる場合で事業実施上不可欠な施設として活用されるとき及び既存の有機物処理、利用施設に(3)のイを設置するときは、既存の有機物処理、利用施設の補改修を行うことができるものとする。

イ 共同利用機械

家畜排せつ物等の処理、利用を促進するための共同利用機械を整備するものとする。

ウ 附帯事業

ア及びイの施設等と密接に関連する地域活動であって、円滑な事業の実施や確実な効果発現に必要な事業とし、その附帯事業の総額は事業実施計画の事業費総額の10%以内の金額とする。

エ 地域提案型事業

その他事業実施主体が必要と考える事業で、公債発行対象経費に該当するもの

## 別添 2（第 2 の 2 関係）

### 事業実施に当たっての留意事項

#### 1 事業の実施方針

事業実施主体は、バイオマス利活用の中期的方針に即して事業を実施するものとする。

#### 2 交付対象等

- (1) 事業主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を、別添 1 の事業の交付対象とすることは、認めないものとする。
- (2) 交付対象事業費は、当該事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。
- (3) 共同利用機械・施設

交付対象となる機械・施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」（昭和 60 年 4 月 5 日付け 60 農蚕第 1947 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長及び林野庁長官連名通知）の定めるところによるものとする。

- (4) 要綱別表の事業メニュー欄の 2 の事業について、要綱第 6 の国の助成措置の対象となる経費は次のとおりとする。

##### ア 工事費

- (ア) 純工事費
- (イ) 測量及び試験費
- (ウ) 船舶機械器具費
- (エ) 営繕費
- (オ) 用地費及び補償費

- a 要綱別表の事業メニューの欄の 2（1）の事業について、アの（オ）を助成措置の対象とできるのは、事業実施主体が市町村、PFI 事業者又は地方公共団体を構成員とする共同事業体である場合に限る。

b 要綱別表の事業メニュー欄の2（2）及び（3）の事業について、アの（オ）を助成措置の対象とできるのは、事業実施主体が都道府県、市町村、PFI事業者又は地方公共団体を構成員とする共同事業体である場合に限る。

（カ）工事雑費

イ 事務費

（5）要綱別表の事業メニュー欄の2の（1）及び（2）において、リース事業者が事業実施主体として事業を実施する場合は、次のとおりとする。

ア リース事業者は、導入する施設の法定耐用年数期間内は、原則、共同で事業を実施するバイオマス利活用事業者とリース契約を締結することとする。

イ リース事業者が行う施設整備のうち、交付金の交付対象となる施設は、本要領別添1（第2の1関係）の2の（1）のアのバイオマス変換施設のみとする。

（6）要綱別表の事業メニュー欄の2（4）の事業については、次のとおりとする。

ア 受益戸数は3戸以上とする。

イ 要綱別表の事業実施主体欄の農林水産漁業者の組織する団体は、次に掲げるものとする。

（ア） 農業協同組合連合会、農業協同組合及び営農集団（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人を含む。）

（イ）（ア）に掲げる者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が総株主の議決権の半数を超える株式会社又は当該株式会社の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第二条に規定する子会社であって、都道府県知事が地方農政局長等と協議して認めるものに限る。）

ウ 総事業費5千万円以上の事業を実施する場合にあっては、平成17年4月1日付け16生産第8452号総合食料局長・生産局長・経営局長連名通知「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」に基づき費用対効果分析を行い、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるものとする。

エ 共同利用機械、施設については、以下のとおりとする。

（ア）交付の対象とする共同利用機械、施設は、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らして適当と認められる場合に

は、増築、併設等、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古材については、新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、事業費の低減を図ること等を基本として、「森林、林業基本計画」（平成13年10月26日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用も考慮の上、適切な選定を行うものとする。

(イ) (4) のア (オ) の規定とかかわらず、共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償に要する費用は、交付の対象としないものとする。

(ウ) 共同利用機械、施設の導入に対する交付は、新たな技術体系の普及や高度な産地の育成等を図ることを目的にモデル的に実施するものであり、既存共同利用機械、施設の代替として、同じ種類かつ同じ性能のものを再度導入すること（以下「更新」という。）は、交付の対象としないものとする。

(エ) 共同利用機械、施設的能力及び規模は、飼養頭数等を勘案して決定するものとし、整備のための計画策定に当たっては、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械、施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

この際、農村振興総合整備事業における整備とそれに適合した大型機械化体系への移行を一体的に推進する観点から、その連携に留意するものとする。

(オ) 共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害、衛生問題等に留意するものとする。

(カ) 共同利用機械、施設は、別表3に掲げる額を目標とし、低コスト化に努めることとする。

なお、共同利用機械、施設本体の建設及び設置に必要な経費を目標額の対象とし、目標額の対象となる共同利用機械は、原則として新設の施設、建物と一体的かつ一式に整備するものに限るものとする。

### 3 事業実施期間

要綱第2の2の事業実施期間について、「実施期間を複数年度とすることが適当な場合」であっても事業実施期間は、要綱別表の事業メニュー欄の1の事業については2年、同2（1）及び（2）の事業については5年、同2

(3) 及び(4)の事業については3年を限度とする。

#### 4 目標及び個別成果指標

(1) 要綱別表の事業メニュー欄の1の事業について、要綱第3により設定する目標及び個別成果指標は次のとおりとする。

##### ア 目標

(ア) 「バイオマスタウン構想へのステップアップ年度」の定義

a 要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想へのステップアップ年度」とは、「事業実施区域の市町村のバイオマスタウン構想が策定される年度」とする。

b 要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想へのステップアップ年度」は、事業実施期間中の年度でなければならない。

(イ) 「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」の定義

a 事業実施主体が市町村である場合、要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」とは、「バイオマスタウン構想書の取組工程のうち事業実施期間中の工程部分の履行」とする。

b 事業実施主体が市町村以外である場合、要綱別表の目標の欄に掲げる「バイオマスタウン構想の実現・実践状況」とは、「事業実施範囲である市町村区域内においてバイオマスタウン構想書の取組工程のうち事業実施期間中の工程部分が履行されること」とする。

(ウ) 要綱別表の事業メニュー欄の1(2)のエの事業の成果については、事業実施主体が印刷物等により公表するとともに、地方農政局長に報告するものとする。

##### イ 個別成果指標

(ア) 要綱第3のまた書きの「別に定める事業」とは、要綱別表の事業メニュー欄の1の事業をいう。

(イ) 事業実施主体は、実施しようとする事業メニュー(要綱第2の1(2)の地域提案型事業を含む。以下イにおいて同じ。)毎に目標達成の根拠となる成果指標(以下「個別成果指標」という。)を設けるものとする。

なお、事業実施期間を2箇年とする場合にあっては、事業実施各年度毎の個別成果指標を設けるものとする。

(ウ) 事業メニュー毎の個別成果指標の達成は、目標の達成の根拠とするものであり、事業実施主体は目標との関係について十分な検討を行い設定するものとする。

(エ) 市町村長は、要綱第4の1(6)により事業実施計画の提出を受けた時は、事業実施主体が行おうとする事業内容と個別成果指標達成が

目標の達成に対し妥当なものと判断しうる客観的な根拠となるか否かについて、十分な審査を行い確認するものとする。

- (2) 要綱別表の事業メニュー欄の2(3)の事業について、要綱第3により設定する目標は、「温暖化ガス排出削減量」、「バイオガスの品質向上」、「バイオディーゼル燃料の品質向上」等、既事業のバイオマス利活用施設からの成果拡大を表す具体的な数値目標を設定する。
- (3) 要綱別表の事業メニュー欄の2(4)の事業について、目標値の算出方法は別表2のとおりとする。

## 5 採択要件

- (1) 要綱別表の事業メニュー欄の1(1)の事業については、要綱別表の採択要件の欄に示す「バイオマスタウン構想が事業実施期間中に確実に策定されると見込まれる」と地方農政局長が判断し事業実施主体が事業を行う場合にあっては、事業実施区域である市町村の長は、事業完了年度の3月31日までに、当該バイオマスタウン構想書を地方農政局長に提出し、公表のための手続を開始しなければならない。
- (2) 要綱別表の事業メニュー欄の1(2)の事業については、事業実施主体は、バイオマスタウン構想が公表されている市町村を事業実施範囲とする者に限る。
- (3) 要綱別表の事業メニュー欄の1(2)の事業について、地域のバイオマスの利活用に関わる関係者が連携して事業に取り組むため地域協議会を事業実施主体とする場合、地域協議会員に事業実施計画の提出先となる市町村が必ず含まれていること。
- (4) 要綱別表の事業メニュー欄の1(2)のエの事業については、検討を進めるにあたり、学識者、有識者等を含めた検討体制を構築するものとする。
- (5) 要綱別表の事業メニュー欄の2の(1)、(2)及び(4)の事業については、次のとおりとする。

ア 要綱別表の採択要件の欄の「バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されているか、策定されることが確実に見込まれること」については、施設が設置される都道府県又は市町村において、バイオマス又は廃棄物の適正な処理及び利活用の推進のために定める具体的な目標を伴った計画等が策定されていることをもって代えることができるものとする。

イ 本事業を実施するために事業実施主体が定める事業実施計画は、アのバイオマスタウン構想等と整合が図られているものでなければならない。

- (6) 要綱別表の事業メニュー欄の2(3)の事業については、次のとおりと

する。

ア 要綱別表の採択要件欄に示す「バイオマスタウン構想に明記された取組を行う施設」とは、施設が設置されている市町村において、バイオマスタウン構想が策定されており、かつ当該施設が本構想に明記された取組を行うための施設とする。

イ 要綱別表の採択要件欄に示す「農林水産省バイオマス事業により整備された施設」とは、以下の事業で整備された施設とする。

(ア) バイオマス利活用フロンティア整備事業

(イ) バイオマスの環づくり交付金

(ウ) 地域バイオマス利活用交付金

(7) 要綱別表の採択要件の欄に示す「農業等の振興」について、「農業等」とは農林水産業及び食品産業をいう。

## 6 交付率

(1) 要綱別表の事業メニュー欄の1 (2) のエの事業については、年度当りの交付限度額10,000千円を上限として交付するものとする。

(2) 要綱別表の事業メニュー欄の2 (1) から (3) の事業について、交付率の欄における「別に示す施設」とは、実用化されているバイオマスの変換・製造技術ではあるが、農山漁村部等において未だ広く普及していない次に掲げる技術を用いた変換施設をいう。

ア バイオマスを熱化学変換（ガス化、炭化、エステル化）あるいは生物化学的変換（メタン発酵、エタノール発酵）することによりエネルギー利用を行う施設（単なる熱利用を除く。）

イ バイオマス由来のプラスチックを製造し、マテリアル利用を行う施設

ウ 技術の内容・普及度合い等からみて、ア及びイと同等若しくはそれ以上の技術が採用されていると判断される施設、あるいは従来の技術の組み合わせにより工夫がされていると判断される施設

## 7 地域提案型事業

(1) 要綱第2の1 (2) の地域提案型事業については、別添1の事業メニューには具体的には掲げられていないが、目標の達成のために必要な事業であって、交付金事業として適切と認められるものとする。

(2) 要綱別表の事業メニュー欄の2 (1) 及び (2) の事業について、民間事業者が事業実施主体となる場合の交付率は、事業メニューに掲げる事業と一体的に整備するものについては、当該事業を同じ交付率を適用できるものとする。また、同事業について、農林水産省の他の交付金制度等にお

いて支援対象施設として事業メニューに掲げられている施設については、それら個々の交付率は上回らないものとする。

## 8 実施等の手続

- (1) 要綱第2の2のただし書きについて、「事業が複数年度に及ぶ場合」は、3のとおりとする。
- (2) 要綱第4の1(2)、(4)、(5)、(7)及び(8)において、市町村長は事業実施計画の提出を受けた場合、自らが事業実施主体となる別記様式1号の事業実施計画と併せて別記様式2号の市町村事業実施計画を作成し、それを当該事業実施計画の提出先に提出するものとする。

なお、要綱別表の事業メニュー欄の2(1)イ、(2)イ及び(3)イの事業の計画主体となる市町村等は、別記様式2号別添1を作成し、別記様式2号と併せて提出するものとする。
- (3) 都道府県知事が、要綱第4の1(3)により作成する都道府県事業実施計画は、別記様式2号とする。
- (4) 要綱第4の1(4)の本文の「別に定める事業」とは、要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業とする。
- (5) 要綱第4の1(4)における「別に定める市町村」とは、事業実施期間内にバイオマスタウン構想の公表が確実と見込まれると地方農政局長が認めた市町村のことをいう。
- (6) 要綱第4の1(5)の「別に定める場合」とは、要綱別表の事業メニュー欄の1及び2(1)又は(2)の事業を一体的に行う場合とする。
- (7) 要綱第4の1(6)から(8)までの「別に定める場合」とは、要綱別表の事業メニュー欄の1の事業のみを行う場合とする。
- (8) 事業実施計画の変更  
事業実施主体は、事業実施計画の変更を行う場合は、別記様式7号によるものとする。
- (9) 工事の着工
  - ア 要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業については、次のとおりとする。
    - (ア) 事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合については、計画主体は、あらかじめ、都道府県知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着工届(以下「着工届」とい

う。別記様式第8号)を、都道府県知事等(都道府県知事若しくは要綱第4の1(4)の場合にあって都道府県知事を経由せずに地方農政局長に事業実施計画を提出し、事業採択通知が地方農政局長から計画主体に直接行われた場合には、地方農政局長のことをいう。以下同じ。)に提出するものとする。

(イ) (ア) のただし書により交付決定前に着工する場合については、計画主体は、事業実施主体による事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の地方農政局長等からの文書による通知を受けて、着工するものとする。

また、この場合においても、計画主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(ウ) 都道府県知事等は、(ア) のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は、着工届を地方農政局長に提出するものとする。

(エ) 計画主体は、交付決定前に着工した場合には、交付金交付申請書に着工年月日等を記載するものとする。

イ 要綱別表の事業メニュー欄の2(4)については、次のとおりとする。

(ア) 事業の着工(機械の発注を含む。)は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情により、交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長を通じて都道府県知事の適正な指導を受けるとともに、その理由を明記した別記様式8号の交付決定前着工届を、市町村長を経由して都道府県知事に提出するものとする。

(イ) (ア) のただし書により交付決定前に着工する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の交付が確実である旨の地方農政局からの文書による通知を受けて、着工するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(ウ) 都道府県知事は、(ア) のただし書による着工については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほ

か、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。また、都道府県知事は、必要に応じて着工届を地方農政局長に提出するものとする。

(エ) 事業実施主体の長は、交付決定前に着工した場合には、交付金交付申請書に着工年月日等を記載するものとする。

## 9 交付額の算定

(1) 要綱別表の事業メニュー欄の1の事業については、

ア 事業実施主体が都道府県又は市町村以外の者である場合は、市町村事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき、市町村長がポイント付けを行う。

イ 事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

ウ 事業実施主体が市町村である場合は、市町村事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

エ 国はポイントの高いものから交付金の配分の対象とするものとする。

オ エの規定により、複数地区が同ポイントとなり全ての地区に交付金を配分できない場合、以下の順に採択し、交付金の配分の対象とする。

(ア) 事業メニュー欄の1(1)の1ポイントあたりの交付額の低いもの

(イ) 事業メニュー欄の1(2)エの1ポイントあたりの交付額の低いもの

(ウ) 事業メニュー欄の1(2)のアからウの1ポイントあたりの交付額の低いもの

(2) 要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業については、

ア 予算の範囲内において、前年度から本メニューで実施する継続事業の実施に必要な当該年度の予算額を配分する。

イ 予算額からアの配分額を減じた額の範囲内において、当該年度に提出された事業実施計画に対する交付金の配分については、次のとおりとする。

(ア) 要綱第4の1(1)から(3)において、事業実施主体が都道府県以外の者である場合は、都道府県事業実施計画に記された事業内容について別表1に基づき、都道府県知事がポイント付けを行う。

(イ) 事業実施主体が都道府県である場合、及び要綱第4の1(4)及び(5)において要綱別表の事業メニュー欄の2(1)から(3)の事業の事業実施計画が都道府県知事を経由せずに地方農政局長に提出さ

れた場合は、同事業内容について別表 1 に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

(ウ) 国はポイントの高いものから採択し、交付金の配分の対象とするものとする。

(エ) (ウ) の規定により複数地区が同ポイントとなった場合、以下の順に採択し、交付金の配分の対象とする。

a 事業実施計画が「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき認定された地域再生計画に位置づけられていること

b 事業実施計画が総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられていること

c 事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画に位置づけられていること

d バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られること

(オ) (エ) の規定により順位付けができない場合、1 ポイントあたりの交付額の低いものから順に採択し、交付金の配分の対象とする。

(3) 要綱別表の事業メニュー欄の 2 (4) の事業については、

ア 事業実施主体が都道府県以外の者である場合は、都道府県事業実施計画に記された事業内容について別表 1 に基づき、都道府県知事がポイント付けを行う

イ 事業実施主体が都道府県である場合は、同事業内容について別表 1 に基づき地方農政局長がポイント付けを行う。

ウ 国は、1 ポイントあたりの交付額の低いものから採択をし、交付金の配分の対象とするものとする。

(4) 地方農政局長は、都道府県事業実施計画及び市町村事業実施計画の協議の際に、都道府県知事及び市町村長が付けたポイントの評価が適切であるかどうか確認するものとする。

## 10 管理運営

(1) 事業実施主体は、事業による交付を受けて整備した共同利用機械・施設を事業の実施計画に従って適正に管理運営するものとする。また、都道府県知事及び市町村長は、事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

(2) 要綱別表の事業メニュー欄の 2 (1) から (4) について、当該事業により整備された施設等の運営管理は、事業実施主体が自ら行うほか、地

方自治体もしくは目的、運営方針及び運営資金の調達方法から管理主体として適当と認める団体が行うことができるものとする。なお、その団体の規約には次の事項が明記されているものとする。

ア 団体の代表者及び代表権の範囲

イ 団体の意思決定機関及びその決定方法

ウ 団体の構成員たる資格並びに当該構成員の加入及び脱退に関する事項

(3) 事業実施主体が事業により整備した共同利用機械・施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、当該共同利用機械・施設に係る事業の実施地域に係る団体（農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、消費者団体、特定非営利活動法人、地方公共団体所属団体、営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者の組織する団体をいう。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。）その他都道府県知事が地方農政局長と協議して適当と認める団体をいう。）であつて、都道府県知事が地方農政局長と協議して適当と認められるものに、当該機械・施設の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

## 11 経過措置

バイオマスの環づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16環第300号農林水産省大臣官房環境政策課長、農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長通知)の定めるところにより、平成18年度以前に採択された事業であつて、平成19年度以降も継続して実施する事業にあつては、従前の例により実施できるものとする。

別表 1 (第 5 関係)

事業メニュー	評価項目及びポイント
<p>1 バイオマスの利活用の推進</p>	<p>次の 1～10 のポイントの合計により算出する。</p> <p>1 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと・・・1 ポイント</p> <p>2 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れるものであること・・・1 ポイント</p> <p>3 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図るものであること・・・1 ポイント</p> <p>4 資源作物への取組が含まれていること、又は国産バイオ燃料の製造に関する取組が含まれていること・・・1 ポイント</p> <p>5 大学、都道府県試験研究機関等、専門的知識を持った者の指導が期待できること・・・1 ポイント</p> <p>6 バイオマスタウン構想が廃棄物系バイオマス 90%以上かつ未利用バイオマス 40%の利活用を目標としていること。又は目標としたバイオマスタウン構想が確実に策定されると見込めること・・・1 ポイント</p> <p>7 バイオマスタウン構想に位置づけられた地域の企業等の独自の技術等を利用する取り組みであること。又は位置づけられたバイオマスタウン構想に当該技術が確実に位置づけられること・・・1 ポイント</p> <p>8 要綱別表の事業メニュー欄の 2 の施設整備事業と一体的に行われること、又は既存の施設等を活用した取組について高度化が図られること・・・1 ポイント</p> <p>9 バイオマスタウン構想の実現により、地域の雇用等が促進され、中山間地域等の条件不利地域の経済等の活性化が期待できるものであること・・・0.5 ポイント</p> <p>10 事業実施計画が「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること・・・0.5 ポイント ※同時に該当する場合においても 0.5 ポイントとする。</p>
<p>2 バイオマスの利活用に必要な施設の整備 (1) 地域モデ</p>	<p>次の 1～11 のポイントの合計により算出する。</p> <p>1 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること・・・1 ポイント</p> <p>2 バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られること・・・</p>

<p>ルの実証</p> <p>(2) 新技術等 の実証</p> <p>(3) 事業成果 拡大</p>	<p>..... 1ポイント</p> <p>3 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること ..... 1ポイント</p> <p>4 収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む又はバイオマス変換物を地域で広く活用する施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること ..... 1ポイント</p> <p>5 バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、バイオマス変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること、又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること..... 1ポイント</p> <p>6 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること ..... 1ポイント</p> <p>7 バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること..... 1ポイント</p> <p>8 施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができしており、役割分担が明確になっていること..... 1ポイント</p> <p>9 施設稼働後に地域の雇用が促進され、中山間地域等の条件不利地域の経済の発展に寄与するものであること ..... ..... 0.5ポイント</p> <p>10 事業実施計画が「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき認定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること・・・0.5ポイント ※同時に該当する場合においても 0.5ポイントとする。</p> <p>11 事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づき認定された生産製造連携事業計画に位置づけられていること..... 1ポイント</p>
<p>(4) 家畜排せつ物利活用 施設の整備</p>	<p>次の 1～6 のポイントの合計を算出し、交付額を当該ポイントで除して計算する。</p> <p>1 基本ポイント 本事業で整備される共同利用施設等で新たに管理される家畜排せつ物量..... A (トン) ÷ 600 (トン) = C (小数点以下切捨て)</p> <p>2 簡易対応等加算 1のうち、簡易対応等により本格的な施設によらず管理されていた家畜排せつ物量 ..... B(トン) ÷ 6000 (トン) = D(小数点以下切上げ)</p> <p>3 バイオマスタウン構想加算 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想が策定されて</p>

いるか、策定されることが確実と見込まれること

$$\dots C \times 0.07 = E \text{ (小数点以下切上げ)}$$

4 高度利用加算

メタン発酵施設、焼却施設、炭化施設、固形燃料化施設を整備すること  
.....  $C \times 1.5 = F$  (小数点以下切上げ)

5 地域再生計画加算

事業実施計画が、「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき認定された地域再生計画に位置付けられていること

$$\dots C \times 0.035 = G \text{ (小数点以下切上げ)}$$

6 「頑張る地方応援プログラム」加算

事業実施計画が、総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置付けられていること

$$\dots C \times 0.035 = H \text{ (小数点以下切上げ)}$$

ただし、要綱第 7 の 2 の事業の評価等において、都道府県が達成すべき目値標を当該都道府県が満たすことができず、また提出された改善計画等によっても当該都道府県が目標を満たす見込みがないと認められるときは、その翌年度に当該都道府県において実施しようとする事業実施計画に係る上記 1～6 により計算されたポイントについて目標の達成度合いを勘案して差し引くものとする（社会的事情の著しい変化等、都道府県知事、市町村長および事業実施主体の責に帰せない理由による場合を除く）。

別表2 目標値の算出方法（別添2の4の（3）関係）

項目			ポイント
①基本ポイント	本事業で整備される共同利用施設等で新たに管理される家畜排せつ物量	A (トン)	$C = A$ を600で除した値 (少数点以下切捨て)
②簡易対応等加算	①のうち、簡易対応等により本格的な施設によらず管理されていた家畜排せつ物量	B (トン)	$D = B$ を6,000で除した値 (少数点以下切上げ)
③バイオマスタウン構想加算	施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想が策定されているか、策定されることが確実と見込まれること		$E = C$ に0.07を乗じた値 (少数点以下切上げ)
④高度利用加算	メタン発酵施設、焼却施設、炭化施設、固形燃料化施設を整備すること		$F = C$ に1.5を乗じた値 (少数点以下切上げ)
⑤地域再生計画加算	事業実施計画が「地域再生法(平成17年法律第24号)」第5条に基づき認定された地域再生計画に即した内容となっていること		$G = C$ に0.035を乗じた値 (小数点以下切り上げ)
⑥「頑張る地方応援プログラム」加算	事業実施計画が「頑張る地方応援プログラム」に基づき策定され、総務省により公表されたプロジェクトに即した内容となっていること		$H = C$ に0.035を乗じた値 (小数点以下切り上げ)
⑤成果目標指標値			$I = C + D + E + F + G + H$

別表3（別添2の2の（5）のエ（カ）関係）

家畜排せつ物処理利用施設機械	堆肥舎	500 m <sup>2</sup> 未満	34（38）千円／m <sup>2</sup>
		500 m <sup>2</sup> 以上	31（35）千円／m <sup>2</sup>
	屋根掛け	500 m <sup>2</sup> 未満	21（24）千円／m <sup>2</sup>
		500 m <sup>2</sup> 以上	18（21）千円／m <sup>2</sup>
	尿貯留施設	1,000 m <sup>3</sup> 未満	30（30）千円／m <sup>3</sup>
		1,000 m <sup>3</sup> 以上	25（25）千円／m <sup>3</sup>
	スラリータンク	2,000 m <sup>3</sup> 未満	20（20）千円／m <sup>3</sup>
		2,000 m <sup>3</sup> 以上	17（17）千円／m <sup>3</sup>
	家畜排せつ物運搬車		5,000 千円／台
	堆肥散布機（けん引式）		2,500 千円／台
	堆肥散布機（自走式）		11,000 千円／台
	切り返し機		8,000 千円／台

注：（ ）は、特別地域（以下のいずれかに該当する地域）における額

- ① 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号第二条により指定された地域）
- ② 離島振興法（昭和28年法律第72号）第二条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の対象地域を含む）

別記様式 1 号

事業実施計画書

1. 計画期間
2. 事業実施区域（推進のみ）
3. 計画対象地域（施設整備のみ）
4. 事業実施主体（リース事業者が事業実施主体の場合は、共同で事業を実施するバイオマス利活用事業者名も記載）
5. 計画主体
6. 地域の現状
7. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況（施設整備のみ）

バイオマス	賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
( <del>廃棄物系</del> バイオマス)					
(未利用)バイオマス					
( <del>資源物</del> )					

8. 採択要件

- (1) 事業メニュー
  - (2) バイオマス利活用の中期的方針の策定状況
    - ア 名称
    - イ 方針の種類（以下のいずれかに○をすること）
      - (ア) 都道府県バイオマス総合利活用マスタープラン
      - (イ) バイオマスタウン構想
      - (ウ) バイオマス利活用地区計画
      - (エ) その他（ ）
    - ウ 策定年月日
    - エ 中期的方針に明記された目標
    - オ 中期的方針に明記された効果
    - カ 今後策定が見込まれる中期的方針の種類（以下のいずれかに○をすること）
      - (ア) 都道府県バイオマス総合利活用マスタープラン
      - (イ) バイオマスタウン構想
      - (ウ) バイオマス利活用地区計画
      - (エ) その他（ ）
    - キ 今後策定が見込まれる中期的方針の策定見込み期日（年月）
  - (3) バイオマスタウン構想の策定状況（推進のみ）
    - ア 名称
    - イ 策定年月日（見込みの場合は策定の予定年月日）
    - ウ バイオマスタウン構想に明記された目標（廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス）
    - エ バイオマスタウン構想に明記された効果
    - オ バイオマスの利活用高度化検討に活用できるバイオマス施設の名称及び所在地（事業メニュー 1（2）エのみ）
    - カ 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業計画の策定状況（事業メニュー 1（2）エのみ）

キ バイオマスの利活用高度化検討を進めるにあたり、学識経験者、有識者等を含めた検討体制の構築状況（事業メニュー1（2）エのみ）

(4) 農業等の振興に資する効果

(5) バイオマスの利活用割合（事業メニュー2（1）「地域モデルの実証」のみ）

利活用バイオマスの種類（分類）			実施主体	発生源	収集・供給方法	発生量①	変換方法	成果（生産）物		原料換算②	利活用割合②/①
大	中	バイオマス名						変換量			

※採択要件となるバイオマスのみ記載

(6) バイオマスの利活用を推進する新技術等を有する施設の名称及び新技術性等の説明（事業メニュー2（2）「新技術等の実証」のみ）

(7) バイオマスタウン構想に明記された取組を行う施設、又は農林水産省バイオマス事業の名称（事業メニュー2（3）「事業成果拡大」のみ）

## 9. 計画内容（施設整備のみ）

- (1) バイオマスの収集・輸送・変換方法
- (2) 変換後のバイオマスの利用方法
- (3) 関係者の役割分担
- (4) 取組工程 など

## 10. 目標の設定及びその根拠、目標の達成状況の具体的な確認方法など

- (1) 事業メニュー「バイオマス利活用の推進」について
  - ア 目標
  - イ 目標達成の根拠  
(事業内容と個別成果指標の達成が、目標の達成に対し、妥当なものと判断しうる客観的な根拠)
- (2) 事業メニュー2（1）「地域モデルの実証」について
- (3) 事業メニュー2（2）「新技術等の実証」について
- (4) 事業メニュー2（3）「成果拡大」について
- (5) 事業メニュー2（4）「家畜排せつ物利活用施設の整備」について要領別表2により算出された目標値
  - ア 基本ポイント
  - イ 簡易対応等加算
  - ウ バイオマスタウン構想加算
  - エ 高度利用加算
  - オ 地域再生計画加算
  - カ 「頑張る地方応援プログラム」加算
  - キ 成果目標指標値（ア～カの合計）

1.1. 目標を達成するための具体的な事業の内容

(1) 事業内容及び個別成果指標 (推進のみ)

事業メニュー	事業の内容の詳細			個別成果指標	
	全体事業量	初年度事業	次年度事業	初年度	次年度

(注) 事業メニュー欄に、附帯事業については「附帯事業」、地域提案型事業については、「地域提案型事業」と記すこと

(2) 事業実施期間 (推進のみ)

(3) 目標を達成するための具体的な施設整備計画 (施設整備のみ)

ア 事業メニュー

イ バイオマスの利活用システム及び技術の内容

利活用バイオマスの種類 (分類)	実施主体	発生源	収集・供給方法	発生量①	変換方法	成果 (生産) 物		利活用割合②/①	単価	供給方法	利用先
						変換量	原料換算②				
大	中	バイオマス名									

ウ 着工年度及び工期

(4) 事業費

事業メニュー	事業実施主体	総事業費	負担区分			年度別交付金						
			交付金	計			初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	
				都道府県費	市町村費	その他						
		円	円	円	円	円	円					

(注) 事業メニュー欄に、附帯事業については「附帯事業」、地域提案型事業については、「地域提案型事業」と記すこと

	初年度	2年目	3年目	4年目	5年目	計
交付金						
都道府県費						
市町村費						
その他						
計						

1.2. その他関連事項

(1) 事業メニュー「1 バイオマスの利活用の推進」について（以下の該当する事項に内容とその根拠を記載）

- ア 事前に地域における有識者、市町村などの関係者の合意と推進の意識が高いこと。
- イ 地域におけるバイオマスへの認識が確実に図れる事業実施計画であること。
- ウ 地域のバイオマスを利用するに当たって新技術の普及を図る事業実施計画であること。
- エ 資源作物への取り組みが含まれていること、又は国産バイオ燃料の製造に関する取組が含まれていること。
- オ 大学、都道府県試験研究機関等、専門知識を持った者の指導が期待できること。
- カ バイオマスタウン構想が廃棄物系バイオマス90%以上かつ未利用バイオマス40%の利活用を目標としていること。又は、目標としたバイオマスタウン構想が確実に策定されると見込めること。
- キ バイオマスタウン構想に位置づけられた地域の企業等の独自の技術等を利用する取り組みであること。又は、位置づけられたバイオマスタウン構想到当該技術が確実に位置づけられること。
- ク 要綱別表の事業メニュー欄の2の施設整備事業と一体的に行われること、又は既存の施設等を活用した取組について高度化が図られること
- ケ バイオマスタウン構想の実現により、地域の雇用等が促進され、中山間地域等の条件不利地域の経済等の活性化が期待できるものであること。
- コ 事業実施計画が「地域再生法（平成17年法律第24号）」第5条に基づき設定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る地方応援プログラム」に位置づけられていること。

(2) 事業メニュー「2 (1) 地域モデルの実証、(2) 新技術等の実証及び(3) 事業成果拡大」について（以下の該当する事項に内容とその根拠を記載）

- ア 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること。
- イ バイオマス変換物の利用による農業等の振興が図られること。
- ウ 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。
- エ 収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む又はバイオマス変換物を地域で広く活用する施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。
- オ バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること、又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること。
- カ 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること。
- キ バイオマスの生産・収集、変換及び利用にわたっての一体的なシステムの構築ができていること。

- ク 施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができており、役割分担が明確になっていること。
- ケ 施設稼働後に地域の雇用が促進され、中山間地域等の条件不利地域の経済の発展に寄与するものであること。
- コ 事業実施計画が「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき設定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る応援プログラム」に位置づけられていること。
- サ 事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づき認定された生産製造連携事業計画に位置づけられていること。

(3) その他



平成〇〇年度 地域バイオマス利活用交付金 都道府県事業実施計画(市町村事業実施計画)

1 事業費及び交付要望額

(1)バイオマス利用対策推進交付金	全体事業費	うち交付限度額	平成〇〇年度交付限度額	
うち地域提案型事業	"	"	"	%
(2)バイオマス利用対策整備交付金	"	"	"	
うち地域提案型事業	"	"	"	%
(3)牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策整備交付金	"	"	"	
うち地域提案型事業	"	"	"	%

2 都道府県計画(市町村計画)の目標

目標	事業実施主体名 (計画主体名) (事業範囲:市町村名)	地区名	事業実施期間	区分 (推進・地域モデルの実証・新 技術等の実証・家畜排 せつ物利活用施設)	事業内容	全体事業費 (単位 円)	全体事業費に対する 交付限度額 (単位 円)	平成〇〇年度交付 限度額 (単位 円)	次年度以降交付限 度額 (単位 円)	交付率	評価ポイント	
											評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
						うち地域提案型事業	うち地域提案型事業	うち地域提案型事業			評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0
都道府県(市町村)計											評価項目1: 評価項目2: 評価項目3: 評価項目4: 評価項目5: 評価項目11:	評価項目6: 評価項目7: 評価項目8: 評価項目9: 評価項目10: 評価項目11: 合計: 0

別記様式 2号別添 1

市町村等事業実施計画書（要綱別表事業メニュー欄 2 (1)イ、(2)イ、(3)イのみ）

1. 計画主体名
2. 事業実施主体名
3. 計画主体のバイオマス利活用の中期的方針
  - (ア) バイオマス利活用の中期的方針名
  - (イ) 策定年月日

地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況（中期的方針より抜粋）

バイオマス	賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
( <del>廃棄物系</del> バイオマス)					
(未利用バイオマス)					
(資源作物)					

4. 計画主体のバイオマス利活用の中期的方針（バイオマスタウン構想等）における本事業実施計画の位置づけ
  - (ア) 計画主体のバイオマス利活用の中期的方針（バイオマスタウン構想等）における本事業実施計画の位置づけ
  - (イ) 本事業によるバイオマスの利活用計画

バイオマス	賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
( <del>廃棄物系</del> バイオマス)					
(未利用バイオマス)					
(資源作物)					

5. 計画主体の役割

6. 事業メニュー「2 (1) 地域モデルの実証、(2) 新技術等の実証及び (3) 事業成果拡大」について以下の事項を記載

- ア 施設を設置する市町村においてバイオマスタウン構想の公表がなされていること。
- イ バイオマス変換物の利用による農業等の振興が図られること。
- ウ 施設において利用されるバイオマスが複数種類あり、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。
- エ 収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む又はバイオマス変換物を地域で広く活用する施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。
- オ バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること、又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること。
- カ 未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること。
- キ バイオマスの生産・収集、変換及び利用にわたっての一体的なシステムの構築ができていること。
- ク 施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができており、役割分担が明確になっていること。

- ケ 施設稼働後に地域の雇用が促進され、中山間地域等の条件不利地域の経済の発展に寄与するものであること。
- コ 事業実施計画が「地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）」第 5 条に基づき設定された地域再生計画又は総務省から公表された「頑張る応援プログラム」に位置づけられていること。
- サ 事業実施計画が農林漁業バイオ燃料法に基づき認定された生産製造連携事業計画に位置づけられていること。

別記様式 2 - 2 号

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 1 (○) に基づき、事業実施計画書を提出します。

(注) 関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書を添付すること

別記様式 2 - 3 号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 1 (○) に基づき、事業実施計画書を提出します。

(注) 関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書を添付すること

**別記様式 2 - 4 号**

番 号  
年 月 日

(市町村長経由)  
都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第4の1(○)に基づき、関係書類を添えて事業実施計画書を提出し、協議します。

(注) 関係書類として、別記様式1号の事業実施計画書を添付すること

別記様式 2 - 5 号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 1 (○) に基づき、関係書類を添えて事業実施計画書を提出し、協議します。

(注) 関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書及び 2 号の市町村事業実施計画を添付すること

別記様式 2 - 6 号

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 1 (○) に基づき、事業実施計画書を提出し、協議します。

(注) 関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書及び 2 号の市町村事業実施計画を添付すること。

別記様式 2 - 7 号

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 1 (○) に基づき、事業実施計画書を提出し、協議します。

(注) 関係書類として、別記様式 1 号の事業実施計画書及び 2 号の都道府県事業実施計画を添付すること。

別記様式 3 - 1 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域パイ  
オマス利活用交付金実施要綱第 7 の 1 (〇) に基づき、事業実施状況を別記様式 3 - 8 号  
を添付して報告します。

別記様式 3 - 2 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1（〇）に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。

別記様式 3 - 3 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

(市町村長経由)  
都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1(〇)に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。

別記様式 3 - 4 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1（〇）に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。

別記様式 3 - 5 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1（〇）に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。

別記様式 3 - 6 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1（〇）に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。

別記様式 3 - 7 号

事業実施状況報告

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対して、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1（〇）に基づき、事業実施状況を別記様式3-8号を添付して報告します。



別記様式 3 - 8号

区分	全体計画		
	事業費	交付 限度額	交付額 算定率

区分	前年度まで							当該年度							次年度以		
	交付額	事業費					進捗率	交付額	事業費					進捗率	交付額	事業費	進捗率
		計	国	都道府県	市町村	その他			計	国	都道府県	市町村	その他				

区分	全体 事業内容	前年度まで	当該年度	次年度以降
		事業内容	事業内容	事業内容

(推進のみ)

区分	前年度まで		当該年度		次年度以降	
	個別成果指標	達成状況	個別成果指標	達成状況	個別成果指標	進捗率

目標の達成見込み (コメント)

--



5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--





5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--



5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--



5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--



5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--





5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--





5. 変換成果物の利用状況について（変換後の成果物量の利用状況についての確認）

事項	単位	利用先	利用状況

6. 目標達成までの改善取組ポイント

--

別記様式 4 - 8 号 (要綱別表事業メニュー 1 (2) の事業)

取組状況報告

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 7 の 1 (6) に基づき、下記のとおり取組状況を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施主体	事業期間
事業内容				

2. 個別成果指標又は目標

--

3. 個別成果指標又は目標の達成に向けた取組状況

--

4. 特記事項

--

別記様式 4-9号 (要綱別表事業メニュー 1 (2) の事業)

取組状況報告

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1(6)に基づき、下記のとおり取組状況を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施主体	事業期間
事業内容				

2. 個別成果指標又は目標

--

3. 個別成果指標又は目標の達成に向けた取組状況

--

4. 特記事項

--

別記様式 4-10号 (要綱別表事業メニュー 1 (2) の事業)

取組状況報告

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

氏 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の1(6)に基づき、下記のとおり取組状況を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業実施主体	事業期間
事業内容				

2. 個別成果指標又は目標

--

3. 個別成果指標又は目標の達成に向けた取組状況

--

4. 特記事項

--

別記様式 5 - 1 号

事後評価

番 号  
年 月 日

(市町村長経由)  
都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 2 号

事後評価

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 3 号

事後評価

番 号  
年 月 日

(市町村長経由)  
地方農政局長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 4 号

事後評価

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 5 号

事後評価

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 6号

事後評価

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--	--

4. 農業等の振興に関する評価

--	--

5. 総合評価

--	--

別記様式 5 - 7 号

事後評価

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した事業実施計画に対し、地域バイオマス利活用交付金実施要綱第7の2(1)に基づき、下記のとおり事後評価を報告します。

記

1. 計画の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業内容	事業期間
計画主体	事業実施主体	管理主体 (施設整備のみ)	施設整備 (施設整備のみ)	

2. 指標の達成状況に関する評価

個別成果指標又は目標 (評価年度)	達成状況

3. 目標の達成状況に関する評価

--

4. 農業等の振興に関する評価

--

5. 総合評価

--

※別記様式5号別添1 (要綱別表事業メニュー2(1)~(3)の事業のみ記載)

整備した施設の概要(写真、図等を用いて取組内容を記載)			
【参考】バイオマス利活用の取組過程等に関する評価			
評価項目	取組内容	取組状況	今後の対応
○バイオマス変換物の利用により農業等の振興が図られること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○収集・運搬コストを要するバイオマスを対象に含む又はバイオマス変換物を地域で広く活用する施設であって、当該バイオマスについて成果目標が設定されていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○バイオマスの収集・運搬から処理・製品化に至る過程において、バイオマス変換物の品質を安定させるための工夫がとられていること。又はバイオマス変換物の品質の向上等、成果拡大が図られる工夫がとられていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○未利用バイオマス資源又は資源作物を利活用する施設であること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○バイオマスの生産・収集、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○施設運営に当たって地域における関係者の具体的な協力体制ができており、役割分担が明確になっていること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	
○施設稼働後に地域の雇用が促進され、中山間地域等条件不利地域の経済の発展に寄与するものであること。		----- 予定通り実施できた ----- 予定していたが実施できなかった ----- 予定していなかった・予定していなかったが実施した	



## 別記様式 6 号

タイトル (〇〇〇バイオマスタウン構想)

1. 提出日 平成 年 月 日
2. 提出者(連絡先) 〇〇市〇〇課  
担当名、住所、電話・FAX 番号、メールアドレス  
注) 担当名以下については、公表しても差し支えない  
範囲で記載。

### 3. 対象地域

市町村名 (複数市町村や市町村一部の場合はその旨明記)

注) 市町村の一部地域のみを記載する場合は、経済的、社会的、地理的なつながりを持ち、地域の関係者が協力して、地域社会全体で総合的かつ効率的にバイオマスを利活用が進められる範囲であって、市町村が最適な地域であると判断する場合に限る。

### 4. 構想の実施主体

例) 〇〇市 (必須)

NPO 法人〇〇、〇〇大学、〇〇農協 (〇〇市が必要と認める団体)

注) 市町村以外を記載する場合には、バイオマスタウン構想の策定に共同して携わり、構想の実現に向けた取組に責任を持って関わる主体を記載。

### 5. 地域の現状

経済的特色: 主産業、バイオマスの流通形態、地域の経済動向等

社会的特色: 地域社会の成り立ち、交通事情、環境に関わる取組や課題等

地理的特色: 面積、人口、土地利用の割合 (農地、林地、宅地等)、気候的特色等

行政上の地域指定: バイオマスの利活用に関連して、何らかの法律等に基づく行政上の地域指定を受けている場合はその旨を記載 (特区等)

### 6. バイオマスタウン形成上の基本的な構想

#### (1) 地域のバイオマス利活用方法

- ・ 地域のバイオマスの収集・輸送・変換・利用の各段階の取組内容・方法や導入技術
- ・ 定量的なバイオマスフローやエネルギー収支などの利活用の全体像
- ・ 施設整備が必要になる場合は、規模等のその施設の概要
- ・ 変換に伴って発生する残さがある場合はその処理方法

#### (2) バイオマスの利活用推進体制

- ・ 地域の協議会等の推進体制
- ・ 関係者間の役割分担 (コストや役務の負担、施設運営主体等)

#### (3) 取組工程

(1)、(2) で記述した利活用の仕組みを完成するまでの大まかな)、スケジュール

#### (4)その他

その他特記すべき地域の構想があれば自由に記載

注) 位置図や図面等を必要に応じて添付。

### 7. バイオマスタウン構想の実施により期待される利活用目標及び効果

#### (1)利活用目標

バイオマスの利活用目標 (例: 廃棄物系バイオマス利用率〇〇%) を記載。

#### (2)期待される効果

バイオマスの利活用を通して期待される経済効果、環境面での効果、その他地域の活性化につながる効果を記載。

### 8. 対象地域における関係者を含めたこれまでの検討状況

- ・バイオマスタウン構想の策定や構想の中の具体的取組内容の検討経過
- ・従前の取組からの改善点

### 9. 地域のバイオマス賦存量及び現在の利用状況

賦存量、変換・処理方法 (利用せず処理する場合も含む)、仕向量、利用・販売、利用率について、廃棄物系バイオマス、未利用バイオマス、資源作物の欄に分け、家畜排せつ物、食品廃棄物、製材残材、建設発生木材、下水汚泥、林地残材、稲わら、もみがら等別の別に記載。なお、それぞれの量は年間累計とする。

例)

バイオマス	賦存量	変換・処理方法	仕向量	利用・販売	利用率
(廃棄物系バイオマス)					※
食品廃棄物					
家畜排せつ物					
(未利用バイオマス)					※
稲わら					
もみがら					
(資源作物)					※
とうもろこし					

賦存量、仕向量の単位や計算方法等についての注釈があれば、この欄に付す。

注) 表の記載については以下の点に留意。なお、記載に当たっては、必要に応じ行数を増やす。

#### ・バイオマス

バイオマスの種類を記載。種類の分け方は、利用の実態に応じ細分類 (発生源別等) を記載することも可。その他、地域の特性に応じバイオマスの種類を記載。

・賦存量

湿潤量 (kl、t/年) を記載。

・変換・処理方法

乾式メタン発酵、炭化、直接燃焼、肥料化、飼料化等の変換方法を記載。また、利用せずに処理している場合には、処理方法を記載。

・仕向量

変換・処理方法に対応する仕向け量を湿潤重量 (kl、t/年) で記載。

・利用・販売

例えば、変換方法がメタン発酵であれば、発電、熱供給、農地還元などを記載。

・利用率

利用への仕向量の賦存量に対する割合 (%) を記載。なお、※の欄の利用率の算出は、下記のとおり、炭素量換算にて行う。含水率や炭素含有率については、バイオマス情報ヘッドクォーターに参考情報を掲載。

バイオマスAの炭素換算賦存量、炭素換算利用量を、  
炭素換算賦存量(炭素換算利用量)  $A = \text{湿潤重量}A \times (1 - \text{含水率}A) \times \text{炭素含有率}A$   
により求め、  
利用率 = (炭素換算利用量A + 炭素換算利用量B + ...) / (炭素換算賦存量A + 炭素換算賦存量B + ...)

## 10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

### (1) 経緯

域内の取組主体のこれまでの活動状況や課題の概要。

### (2) 推進体制

これまでの地域のバイオマス利活用の推進体制 (協議会等)。

### (3) 関連事業・計画

過去にバイオマスの利活用に関連する国の事業に取組んだ実績がある場合には、実施時期、事業名を記載。また、既に関連する計画策定等を行っていればその旨も記載。

### (4) 既存施設

既存の利活用施設がある場合については、処理量、利用技術、製品・エネルギー供を記載することも可。その他、地域の特性に応じバイオマスの種類を記載。

・賦存量

湿潤量 (kl、t/年) を記載。

・変換・処理方法

乾式メタン発酵、炭化、直接燃焼、肥料化、飼料化等の変換方法を記載。また、利用せずに処理している場合には、処理方法を記載。

・仕向量

変換・処理方法に対応する仕向量を湿潤重量（kl、t／年）で記載。

・利用・販売

例えば、変換方法がメタン発酵であれば、発電、熱供給、農地還元などを記載。

・利用率

利用への仕向量の賦存量に対する割合（％）を記載。なお、※の欄の利用率の算出は、下記のとおり、炭素量換算にて行う。含水率や炭素含有率については、バイオマス情報ヘッドクォーターに参考情報を掲載。

バイオマスAの炭素換算賦存量、炭素換算利用量を、  
炭素換算賦存量（炭素換算利用量） $A = \text{湿潤重量}A \times (1 - \text{含水率}A) \times \text{炭素含有率}A$   
により求め、  
利用率 = (炭素換算利用量A + 炭素換算利用量B + …) / (炭素換算賦存量A + 炭素換算賦存量B + …)

## 10. 地域のこれまでのバイオマス利活用の取組状況

### (1) 経緯

域内の取組主体のこれまでの活動状況や課題の概要。

### (2) 推進体制

これまでの地域のバイオマス利活用の推進体制（協議会等）。

### (3) 関連事業・計画

過去にバイオマスの利活用に関連する国の事業に取組んだ実績がある場合には、実施時期、事業名を記載。また、既に関連する計画策定等を行っていればその旨も記載。

### (4) 既存施設

既存の利活用施設がある場合については、処理量、利用技術、製品・エネルギー供給量等の基本的な施設情報を記載。



別記様式 7-1 号

事業実施計画の変更

番 号  
年 月 日

(市長村長経由)  
地方農政局長 殿

事業実施主体  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第4の2に基づき、事業実施計画の変更を行いた  
いので、協議をお願いします。

地区名	局 名		所在地		
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画 確定年月日	〇年までの進捗率 (変更事業費ベース)	
項 目	現計画		変更計画	増△減	備 考
事業費					
工 期					
変更の要旨					
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由

別記様式 7 - 2 号

事業実施計画の変更の協議について（回答）

番 号  
年 月 日

事業実施主体 殿

地方農政局長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議のあった事業実施計画の変更について、異存はない。

別記様式 7 - 3 号

事業実施計画の変更

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名

印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第 4 の 2 に基づき、事業実施計画の変更を行いた  
いので、協議をお願いします。

地区名			局 名			所在地		
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画 確定年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)			
項 目	現計画		変更計画		増△減	備 考		
事業費								
工 期								
変更の要旨								
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由			

別記様式 7 - 4 号

事業実施計画の変更の協議について（回答）

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

地方農政局長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議のあった事業実施計画の変更について、異存はない。

別記様式 7 - 5 号

事業実施計画の変更

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

地域バイオマス利活用交付金実施要綱第4の2に基づき、事業実施計画の変更を行いた  
いので、協議をお願いします。

地区名			局 名			所在地		
事業の経緯	採択年度	着工年度	変更計画 確定年月日		○年までの進捗率 (変更事業費ベース)			
項 目	現計画		変更計画		増△減	備 考		
事業費								
工 期								
変更の要旨								
変更項目 及び要件	項 目	現計画	変更計画	増△減	増△減の内訳又は理由			

別記様式 7 - 6 号

事業実施計画の変更の協議について（回答）

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長  
氏 名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で協議のあった事業実施計画の変更について、異存はない。

別記様式 8 - 1 号

交付決定前着工届

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長  
氏 名 印

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいのでお届します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

別記様式 8 - 2号

交付決定前着工届

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

市町村長  
氏 名 印

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいのでお届します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

別記様式 8 - 3号

交付決定前着工届

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事  
氏 名 印

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいのでお届します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

別記様式 8 - 4 号

交付決定前着工届

番 号  
年 月 日

(市町村長経由)  
都道府県知事 殿

事業実施主体  
氏 名 印

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいのでお届します。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

事業実施 主体	施設区分	事業量	事業費	着工予定 年 月 日	竣工予定 年 月 日	理 由

